

# 被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定

目的：①余震による二次災害の防止  
②安全の確保

市では、岩手・宮城内陸地震によって被災した建物や宅地の危険度判定を行いました。この危険度判定は、余震による二次災害を防ぎ、安全を確保していただくために実施したものです。

判定が「危険」であっても、あわてず、修復できる場合がありますので、専門家（建築士等）に相談してください。

**被害が拡大する恐れのあるときは、すぐに避難するようにしてください。**

り災証明とは異なります

り災証明とは、市が申出により建物の被害状況の調査を行い、その事実に基づいて発行する証明です。

り災証明のための調査は、危険度判定とは異なり、各種支援等の基準となりますので、り災証明書を必要とする場合は税務課固定資産税係または各総合支所市民サービス課の窓口で申請してください。

## 見 本

### 被災建築物応急危険度判定ステッカー



### 被災宅地危険度判定ステッカー



栗原市建設部建築住宅課（電話 0228-22-1153）